

# 業務指示書

## インド国ウミアム第3水力発電所改修事業準備調査

### 第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)に実施を委託する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントは、この業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとしします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2017年8月9日 12時 まで

問合せ先：調達部 契約第一課 吉田 清志 Yoshida.Kiyoshi@jica.go.jp

質問に対する回答：2017年8月14日 までに機構ホームページ上に行います。

### 第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

### 第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

### 第4 競争上の条件

#### 1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人(補強を含む。)となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

#### 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更正法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

#### 2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」(平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

#### 3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

① 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)の翌日以降から、契約相手確定日(契約交渉順位決定日)までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日(契約交渉順位決定日)の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求めます。

#### 1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」  
(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>) を参照のこと。

## 2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めています。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

(各項目の ( ) に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人（以下「本邦登記法人」という。）であること。

( ) 法人格を有すること（本邦登記法人であることを求めない。ただし、本邦登記法人でない場合には、契約交渉に際し、本邦外における登記簿写しの提出を求めることがあります）。

## 3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

(各項目の ( ) に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 以下の者については、競争への参加を認めません。

## 2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 認めません。

( ) 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

( ) 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

## 3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。なお、業務主任者については、補強の配置を制限する場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

- ( ) 業務主任者(総括)については補強を認めません。
- (○) 業務主任者(総括)については補強を認めます。

- 注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。
- 注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。
- 注3) 業務管理グループ(第5の3参照)では、制度の主旨から補強を認めていないため、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置が認められません。
- 注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては、同意書をプロポーザルに添付してください。評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。
- 注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。
- 注6) 通訳団員については、補強を認めます。

#### 4 外国籍人材の活用

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

- ( ) 外国籍人材の活用を認めます。
- (○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。
- ( ) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

#### 第5 プロポーザルに記載されるべき事項

##### 1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：水力発電に係る各種調査業務

##### 2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容

- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1) と (2) を併せた記載分量は、30 ページ以下としてください。

注2) (4) 要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認します。

### 3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

#### (1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

（○）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

業務管理グループを認める案件については、業務主任者の格付が1号の案件を除いては、若手加点の対象となります。具体的には、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点を加点します。（「第9 プロポーザルの評価」参照）本案件の取扱いについては、以下のとおり。

（○）若手加点の対象とする。

（ ）若手加点の対象としない。

#### (2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

##### 【業務主任者（総括／水力発電開発計画）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

1) 類似業務の経験：水力発電開発計画に係る各種業務

2) 対象国又は同類似地域：インド 及び全世界での業務の経験

3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

4) 業務主任者等としての経験

5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）

6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

##### 【業務従事者：担当分野 水力発電設備（発電機）】

1) 類似業務の経験：水力発電設備に係る各種業務

2) 対象国又は同類似地域：評価せず

3) 語学力：語学評価せず

4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）

5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 系統計画/系統解析】

- 1) 類似業務の経験：系統計画／系統解析に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：評価せず
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 競争参加資格要件の確認及びプロポーザルの提出手続き

1 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

2 プロポーザルの提出期限、提出場所等

- (1) 提出期限：2017年8月18日 12時
- (2) 提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。）
- (3) 提出先・場所：
  - ・郵送の場合  
〒102-8012  
東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル  
独立行政法人国際協力機構 調達部
  - ・持参の場合  
二番町センタービル1階調達部受付（調達カウンター）
- (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写4部  
見積書 正1部 写1部（次項第7参照）  
注) 郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

3 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名・押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) 競争参加資格要件を満たさない者がプロポーザルを提出したとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 虚偽の内容が記載されているとき
- (7) 前各号に掲げるほか、本業務指示書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出してください。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

- ( ) 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成してください。
  - ( ) 航空運賃については、安全対策上等の必要性に基づき、ZONE-PEX運賃 (エコノミークラス) 又は正規割引運賃 (ビジネスクラス) ではなく、認められるクラスの普通運賃を上限として見積もることを認めます。
- なお、見積のうち下記については、別見積としてください。

- (1) 旅費 (航空賃)
- (2) 旅費 (その他: 戦争特約保険料)
- (3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- (4) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- (5) その他 (以下に記載の経費)

### 第3 業務実施上の条件

- 4. 現地再委託に記載の(1) 気象調査及び水理・水文調査、(2) 測量調査、(3) 地質調査
- 5. 機材の調達に記載される調査用機材 (提案あれば)

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。  
(INR1 = 1.7392 円, US\$1 = 112.185 円, EUR1 = 127.430 円)

## 第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

( ) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

( ) 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

( ) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。  
なお、業務主任者又は副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者又は副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期:

~  
(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所: JICA本部 (麹町)

会議室

(3) 実施方法:

1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。

2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、

機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。

(以下、各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

( ) 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、a) 電話会議による出席を最優先としてください。  
実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

## 第9 プロポーザルの評価

### 1 プロポーザルの評価基準

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

プロポーザル評価表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/水力発電開発計画  
水力発電設備（発電機）  
系統計画/系統解析

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

8.32 M/M

技術評価の点が70点未満の評価となった場合は、失格となります。

なお、評価の確定に際しては、技術評価で70点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されますので、ご注意ください。

#### (1) 若手育成加点

業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く。）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

## (2) 価格点

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を加味して交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

## 2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2017年9月4日(月)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

## 3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

### (1) プロポーザルの提出者名

契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

### (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。基準点に達しないものについては、「基準下」とのみ記載する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点\*

⑤価格点\*

\*④、⑤は該当する場合のみ

## 第10 その他

### 1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

### 2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

### 3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

### 4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

### 5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

### 6 プロポーザルの作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

#### (1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

当機構ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達 >コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: [http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。



(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」  
(URL : [http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程」  
(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約)：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達」  
(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようお願いいたします。  
なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名 (氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 資金協力本体事業等への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理 (調達管理を含む。) コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

(以下、各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理 (調達補助を含む。) コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文 (E/N) に規定される日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5 (日本法人確認調書) をプロポーザルに添付して提出してください。

ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

#### 9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上

プロポーザル評価表  
インド国ウミアム第3水力発電所改修事業準備調査

| 評価項目                            | 配点          |              |
|---------------------------------|-------------|--------------|
| 1. コンサルタント等の法人としての経験・能力         | (10.00)     |              |
| (1) 類似業務の経験                     | 6.00        |              |
| (2) 業務実施上のバックアップ体制等             | 4.00        |              |
| 2. 業務の実施方針等                     | (40.00)     |              |
| (1) 業務実施の基本方針の的確性               | 16.00       |              |
| (2) 業務実施の方法の具体性、現実性等            | 18.00       |              |
| (3) 要員計画等の妥当性                   | 6.00        |              |
| (4) その他(実施設計・施工監理体制)            |             |              |
| 3. 業務従事予定者の経験・能力                | (50.00)     |              |
| (1) 業務主任者の経験・能力/<br>業務管理グループの評価 | (26.00)     |              |
|                                 | 業務主任者<br>のみ | 業務管理<br>グループ |
| ①業務主任者の経験・能力 総括/水力発電開発計画        | (26.00)     | (11.00)      |
| ア) 類似業務の経験                      | 10.00       | 4.00         |
| イ) 対象国又は同類似地域での業務経験             | 3.00        | 1.00         |
| ウ) 語学力                          | 4.00        | 2.00         |
| エ) 業務主任者等としての経験                 | 5.00        | 2.00         |
| オ) その他学位、資格等                    | 4.00        | 2.00         |
| ②副業務主任者                         | ( - )       | (11.00)      |
| カ) 類似業務の経験                      | -           | 4.00         |
| キ) 対象国又は同類似地域での業務経験             | -           | 1.00         |
| ク) 語学力                          | -           | 2.00         |
| ケ) 業務主任者等としての経験                 | -           | 2.00         |
| コ) その他学位、資格等                    | -           | 2.00         |
| ③体制、プレゼンテーション                   | ( )         | (4.00)       |
| サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション           |             |              |
| シ) 業務管理体制                       | -           | 4.00         |
| (2) 業務従事者の経験・能力： 水力発電設備（発電機）    | (12.00)     |              |
| ア) 類似業務の経験                      | 8.00        |              |
| イ) 対象国又は同類似地域での業務経験             |             |              |
| ウ) 語学力                          |             |              |
| エ) その他学位、資格等                    | 4.00        |              |
| (3) 業務従事者の経験・能力： 系統計画/系統解析      | (12.00)     |              |
| ア) 類似業務の経験                      | 8.00        |              |
| イ) 対象国又は同類似地域での業務経験             |             |              |
| ウ) 語学力                          |             |              |
| エ) その他学位、資格等                    | 4.00        |              |
| (4) 業務従事者の経験・能力：                | ( )         |              |
| ア) 類似業務の経験                      |             |              |
| イ) 対象国又は同類似地域での業務経験             |             |              |
| ウ) 語学力                          |             |              |
| エ) その他学位、資格等                    |             |              |
| (5) 業務従事者の経験・能力：                | ( )         |              |
| ア) 類似業務の経験                      |             |              |
| イ) 対象国又は同類似地域での業務経験             |             |              |
| ウ) 語学力                          |             |              |
| エ) その他学位、資格等                    |             |              |
| 総合評点                            | [ 100.00 ]  |              |



## 第2 業務の目的・内容に関する事項

### 1. 業務の背景

インドでは近年の急速な経済成長に伴いエネルギー消費が増加を続けており、中国、アメリカ、ロシアに次いで世界第4位の電力消費国となっている(2014年)。国内の電力供給に関しては、1,114,408GWhの需要に対して供給量は1,090,851GWhと2.1%の不足、供給設備容量もピーク時153,366MWの需要に対して148,463MWと3.2%の不足(いずれも2015年度、インド中央電力庁(Central Electricity authority。以下、「CEA」という。))と、2014年度の3.6%(供給量)、4.7%(供給設備容量)から改善傾向にあるものの、引き続き電力が不足している。2016年12月にCEAにより発表された電源開発計画(案)(Draft National Electricity Plan)によると、2026年度には電力需要はピーク時317,000MW、電力需要2,132,000GWhに増加する見込みとなっている。

インド北東部に位置するメガラヤ州を始めとした北東7州は、ウランや石炭、森林、ガスなどの天然資源が豊富である一方で他地域に比し開発が遅れている。インド政府は域内地域連結性の観点から政策的に同州を含む北東州開発を重視しており、日本政府も北東州開発を含む地域の連結性強化に向けた支援を表明し、JICAも北東州道路網連結性改善事業(フェーズ1)(第一期)(2017年3月31日円借款契約締結、借款総額67,170百万円)等の支援を行っている。メガラヤ州は丘陵地帯が多いことでも知られており、モンスーンが多いことからインドにおける最大の降水量(年間平均12,000mm)を記録し、地形・気候的に豊富な包蔵水力資源を有している。しかしながら、電力供給状況については2015年4月~2016年3月の電力需要1,833GWhに対し供給量が1,725GWhと約6%不足しており、これは北東州平均5.2%、インド全国平均2.1%を上回る深刻な電力不足となっている。このため、我が国はこれまで円借款事業として1997年に「ウミアム水力発電所改修事業」、2004年に「ウミアム第2水力発電所改修事業」を支援し、同州の電力供給量の拡大に貢献してきたが、州内の水力ポテンシャルは3,000MW以上と言われているのに対し、2017年2月時点でその設備容量は約350MWに留まっており(他電源も含めた総設備容量は約500MW)、水力資源をもとにした供給力の開発は同州において引き続き喫緊の課題となっている。同州第12次5ヶ年計画(2012-2017年)においても、インフラ開発に関し、深刻な電力不足に対応するための電源開発の必要性が謳われているとともに、電力供給改善策として、1979年に運開し老朽化の進んでいるウミアム第3水力発電所改修が明記されている。

かかる状況下、インド政府より、ウミアム第3水力発電所改修事業(以下、「本事業」という。)の要請がなされた。本協力準備調査(以下、「本調査」という。)は、インド政府からの要請を踏まえ、メガラヤ州電力公社が2011年に作成したDetailed Project Report(以下、「DPR」という。)に記載の背景情報の確認や、設計・積算、事業実施体制、運営・維持管理体制等にかかる本事業の計画を見直し、我が国の有償資金協力事業として実施するための審査に必要な調査を行うことを目的として実施するものである。

### 2. プロジェクトの概要

(1) 事業名

ウミアム第3水力発電所改修事業 (Umiam Stage-III Power Station Renovation Project)

(2) 事業目的

本事業は、メガラヤ州ウミアム川流域において、ウミアム第3水力発電所 (30MW×2基、うち一基は故障により稼働せず) の改修を実施することにより、同州の電力不足の改善の一翼を担い、もって同州の産業発展および生活水準の向上に寄与するもの。

(3) 事業概要

- ① ウミアム第3水力発電所改修 (出力30MW×2基) (国際競争入札)
- ② コンサルティング・サービス：協力準備調査にて確認 (詳細設計、入札補助、施工監理等) (ショートリスト方式)。

(4) 対象地域

メガラヤ州ウミアム第3水力発電所

(5) 関係省庁・機関

メガラヤ州電力公社 (Meghalaya Energy Corporation Limited: MeECL)

3. 業務の目的

円借款の要請のあった本事業について、DPRに記載の背景情報の確認や、設計・積算、事業実施体制、運営・維持管理体制等にかかる本事業の計画を見直し、我が国の有償資金協力事業として実施するための審査に必要な調査を行うことを目的とする。

4. 業務の範囲

本業務は、本事業について、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の調査を実施し、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

5. 実施方針及び留意事項

(1) 円借款検討資料としての位置づけ

本調査業務の結果は、本事業に対する円借款の審査を機構が実施する際、その検討資料として用いられることになる。本調査で取りまとめる事業内容は、円借款事業の原案として取り扱われることになることから、事業内容の計画策定については、調査の過程で十分にJICAと協議すること。

また、本業務で検討・策定した事項が、インド関係機関への一方的な提案とならないように、インド国政府と十分な合意形成を行い、実現可能かつ具体的な内容とすること。

ただし、本業務は円借款供与を約束するものではないことに留意し、インド国関係者に本業務結果がそのまま円借款事業として承認されるとの誤解を与えないよう留意すること。

## (2) 審査の重点項目

本業務の結果が円借款事業の審査の検討資料となるために、以下の項目については、結果の取りまとめに際して、JICA から基本的な基準、取りまとめの様式等を指示することがある。

- 1) 調達・施工方法
- 2) 事業費
- 3) 事業実施機関の実施体制
- 4) 操業・運営／維持管理体制
- 5) 運用・効果指標

また、審査にあたり必要な項目を追加して調査依頼を行う可能性（必要に応じ契約変更等）がある。

## (3) 本支援対象事業の範囲

本事業の範囲は、MeECL が作成した DPR で提案がなされている①ウミアム第3水力発電所（30MW×2基、所内変電設備等）の改修とする。

## (4) 既存資料の活用

業務の実施に当たっては、JETRO 平成 18 年度 地球環境・プラント活性化事業等調査「インド・ウミアムステージⅢ水力発電所改修計画調査」を十分に活用し、調査の効率化を図る。また、円借款において 1997 年に「ウミアム水力発電所改修事業」、2004 年に「ウミアム第 2 水力発電所改修事業」が行われていることから、かかる関連情報についても十分に活用を行う。

## (5) 地域連結性の強化の観点の確認

本事業は日印政府で協力が推進されている地域連結性強化の観点からの支援と位置付けられることから、本事業実施による北東州全体及び近隣国への経済的な影響の観点からも調査を行う。

## (6) 調査実施における JICA 及び実施機関との協議について

成果品のうち、インテリム・レポート（中間報告）、業務完了報告書（ドラフト）の作成においては、JICA とともに協議とともに、特に MeECL を始めとしたインド側実施機関とも内容を協議・確認のうえ、最終化する。また、調査期間を通じて、必要に応じて適宜 JICA と協議を行い、調査の進捗や課題を共有する。

## 6. 業務の内容

上記「5.実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、本業務の背景及び目的を十分把握し、JICA 南アジア部と調査の方針について協議の上、実際の調査を実施することとする。

(1) インセプション・レポートの作成、協議

- ① MeECL 作成の DPR 等の関連資料の内容の検討・分析を行い、事業の全体像を把握する。併せて、調査全体の方針・方法を検討した上で、現地調査項目を整理し、調査計画を策定する。また、現地で追加収集する必要のある資料やデータを予め整理し、質問票として取りまとめる。
- ② 上記の作業を踏まえて、インセプション・レポートを作成の上、JICA 南アジア部に説明・協議を行う。
- ③ 現地業務の冒頭に、インセプション・レポートに基づき、MeECL に本業務の計画の説明、意見交換を行う。

(2) 事業の背景・経緯の確認・検討

① インドの電力政策

メガラヤ州における水力発電所建設に係る上位計画（CEA が発表している電源開発計画（案）（Draft National Electricity Plan）やメガラヤ州電源開発計画、北東州系統計画等）、メガラヤ州における水力発電開発の現状と課題等を確認し、本事業の位置づけ・重要性を確認する。また、本事業要請の経緯と内容を確認する。加えて、地域連結性の強化の観点から、本事業実施による北東州全体及び近隣国への影響を確認、分析を行う。

② 他ドナーの動向

本事業に関連する我が国、及びドナーや国際機関の援助動向、事業内容・教訓、今後の予定を確認する。

③ 対象発電所設備及び関連送変電設備の現況調査と課題の抽出

- (ア) 調査対象発電所及び関連する送変電設備の概要を把握するとともに、系統運用状況について把握する。
- (イ) 調査対象発電所の発電設備（水車、発電機、水門、導水路、貯水池等）及び関連送変電設備（変電所、送電線等）に関し、既存のデータを確認した上で、可能な範囲で現地踏査によりインベントリー調査を行う。調査は外観調査を基本とするが、必要に応じて測定機による性能確認調査を行う。
- (ウ) 調査対象発電所に関連する送変電設備については、系統解析を行い、既存設備の設備容量の妥当性を確認する。
- (エ) 上記調査、運転実績確認、及び関係者のヒアリングに基づき、対象発電所設備及び関連送変電設備が抱えている現状の課題を抽出する。

④ 改修対象設備の選定



- (ア) 上記結果及び予防保全の観点を踏まえ、改修対象設備を選定するための基準（劣化度、送電ロス率等）を設定する。
- (イ) 上記基準を基に、JICA と協議の上、改修対象設備を選定する。

### (3) 現行 DPR のレビューと概略設計の修正

以下のとおり、インド側が作成した DPR をレビューし、事業計画、事業費用の妥当性を確認するとともに、必要に応じ概略設計の修正を行う。なおこの際、調査団の意見を一方的に採用することなく、MeECL 等インド側関係者に対し、調査方針や結果を十分に説明し、意向を踏まえて実施すること。

#### ① 自然条件調査

本事業にてレビューを行う設計、施工計画、積算について必要な精度を確保するため、以下に示す自然条件調査を行う。本件については、現地再委託にて実施することを妨げない。

- (ア) 気象調査及び水利・水文調査
- (イ) 地形調査
- (ウ) 地質調査

上記項目以外に必要と判断される自然条件等の調査が考えられる場合は、併せてプロポーザルで提案すること。

#### ② 主要設備の改修計画

改修の対象となる発電設備及び関連送変電設備について、改修計画をレビューする。円借款による段階的な実施の可能性があることから、主要設備については、先方実施機関とも協議の上、優先順位付けを行う。

#### ③ コンサルティング・サービスの内容

事業実施に際して必要となるコンサルティング・サービス（詳細設計・施工監理等）の内容とその規模（M/M）について計画し、関心表明招聘（Expression of Interest : EOI）/ プロポーザル 招聘（Request for Proposal : RFP）案を提案する。これまで MeECL が導入経験のない技術については、コンサルタントの必要性等について、技術的な見地から MeECL に対する助言案の作成を行う。加えて、ショートリストの策定プロセスやプロポーザル評価の承認にかかる権限・プロセス等についても確認すること。

### (4) 事業実施体制

本事業を実施するに際しての事業実施体制のあり方について検討する（変電、送電等、MeECL 傘下の発電公社（Meghalaya Power Generation Company Limited: MePGCL）、送電公社（Meghalaya Power Transmission Company Limited: MePTCL）、配電公社（Meghalaya Power Distribution Company Limited: MePDCL）が事業実施に関わる場合には関連事業実施機関すべてについて以下の点の確認を行う）。具体的には以下の項目について検討し、留意すべき事項について整理する。

- ① 本事業に関係する各機関の機能と本事業における役割
- ② 実施機関の所掌業務、組織構造、人員体制（組織図、役職・部署ごとの人数）の確認（法的な位置づけを含む）
- ③ 実施機関の財務（予算・支出、収支計算書、キャッシュフロー、貸借対照表等）状況の分析
- ④ 実施機関の技術水準
- ⑤ 実施機関の当該類似事業実施の経験

#### （５）運営維持・管理体制

本事業実施により、対象発電設備及び送変電設備が改修された後の運営維持・管理体制のあり方について検討する（変電、送電等、MeECL 傘下の発電公社（Meghalaya Power Generation Company Limited: MePGCL）、送電公社（Meghalaya Power Transmission Company Limited: MePTCL）、配電公社（Meghalaya Power Distribution Company Limited: MePDCL）等が事業実施に関わる場合には関連事業実施機関すべてについて以下の点の確認を行う）。具体的には以下の項目等について検討し、留意すべき事項について整理する。

- ① 維持・管理体制に関係する各機関の機能と役割
- ② 維持・管理機関の所掌業務、組織構造、人員体制（組織図、役職・部署ごとの人数）の確認（法的な位置づけを含む）
- ③ 維持・管理機関の財務（予算・支出、収支計算書、キャッシュフロー、貸借対照表等）状況の分析
- ④ 維持・管理機関の技術水準
- ⑤ 維持・管理機関の実績
- ⑥ 維持管理費用とその収入源（キャッシュフロー分析）

#### （６）施工方法

概略設計された施設について施工方法を検討し、特殊な工法や調達方法に影響を与えるような工法（国際入札や特命随意契約が必要となる等）の有無について確認する。

#### （７）プロジェクト実施スケジュール

上記を踏まえ、調達手続きを含めた詳細設計／施工期間についてレビューを行い、月単位のバーチャートにより計画を整理。この際、クリティカルな施工項目や本体施工以外の工程を示した上で、スケジュールの妥当性を検討する。加えて、今後の事業実施に向けた具体的な行動計画である Time-bound Action Plan 案の作成を実施機関と共に行うこと。

#### （８）概略事業費と資金計画の検討

##### ① プロジェクトの概略事業費の積算

DPR における積算をレビューし、価格上昇、実勢価格、為替レートの変動、及び上記（３）で見直した概略設計を踏まえて、以下の要領に沿って概略事業費の積算を行う。

(ア) 事業費項目

概略事業費の積算にあたっては、基本的に以下の項目に分けて積算を行う。なお、報告書には事業費の総表を記載することとする。ただし、機材費および工事費の積算にあたっては、想定される複数社からの見積りを徴収し、客観的に妥当な価格（市場価格）に基づいた積算を行うこと。加えて、徴収した見積りおよび見積りの想定について、レポートに記載の上 JICA へ報告すること。また、下線部については、その算出方法を JICA から指示することがある。

- a. 本体事業費
- b. 本体事業費に関するプライスエスカレーション
- c. 本体事業費に関する予備費
- d. 建中金利（融資非適格項目）
- e. フロント・エンド・フィー（融資非適格項目）
- f. コンサルタント費（プライスエスカレーションと予備費を含む）
- g. その他 1（融資非適格項目）
  - a) 関税・税金
  - b) 事業実施者の一般管理費
  - c) 他機関建中金利（必要に応じて）
- h. その他 2
  - a) 完成後の維持管理費
  - b) 初期運転資金
  - c) 研修・トレーニング費用、広報・啓蒙活動に必要な費用
  - d) 当該事業実施に伴い追加的に必要となる管理費

(イ) 事業費の算出様式

事業費については別途 JICA が提供するコスト積算支援システム（Excel ファイル）の様式にて提出する。なお、同様式については、事業費を事業実施期間の各暦年に割り振った形式となっている。

(ウ) 準拠ガイドライン

積算にあたっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」（2009年3月）を参照する。

(エ) 積算総括表

積算にあたっては、共通仕様書第 16 条に基づき、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」を参照して、積算総括表を作成し、JICA に対しその内容を説明し、確認を得ること。

(オ) 概略事業費に係るコスト縮減の検討

概略事業費の算出にあたっては、「ODA の点検と改善 2007」（外務省）別添資料「ODA コスト総合改善プログラム」の趣旨を理解したうえで、コスト縮減の可能性を十分に検討し、コスト縮減に係る検討結果を別途 JICA が指示する様式に取り纏め、提出する。

② 資金計画の策定

資金計画については基本的に以下の項目について、実施スケジュール

や実施機関のキャパシティー、州政府の予算割当計画に基づき、適切かつ正確に整理した上で策定を行う。

- (ア) 年別資金計画（資金調達計画、JICA 融資対象部分の支出計画）
- (イ) 内外貨区分
- (ウ) メガラヤ州政府負担分

#### (9) リスク管理シート

本業務では別途 JICA が提供する「リスク管理シート(Risk Management Framework)」に基づき、案件形成の初期段階における潜在的なリスク事項の特定及び対応策を検討し、シートを作成すること。

#### (10) 調達・施工方法（契約形式）の検討

「円借款事業の調達およびコンサルタント雇用ガイドライン」（2012 年 4 月）に基づいて、本事業の適切な調達計画を立案する。特に事業実施の際以下の項目を含む調達方法のあり方については、考え方を整理して、「調達方法の留意事項」として、別途 JICA に提出する。

- ① インドにおける当該類似業務の調達事情
  - 発電設備や送配電設備整備の入札と契約にかかる一般事情
  - 現地コンサルタント（詳細設計、施工監理）の一般事情
  - 現地施工業者の一般事情
- ② 入札手法、契約条件の設定
  - 契約約款、契約条件書等の設定の基本方針、適用する JICA 標準入札書類等
- ③ コンサルタントの選定方法
  - International Consultants の採否
  - QBS 方式の採否、等
- ④ 施工業者の選定方針
  - PQ: Pre-Qualification 条件の設定
  - LCB: Local Competitive Bid の採否
  - 入札パッケージ（発注規模、工種別の発注等）の考え方
  - 入札段階（入札図書作成、評価等）の承認プロセス、等
- ⑤ 契約マネージメント
  - 施工中の設計変更への対応等、契約マネージメント上の留意点について、円借款事業または他ドナーの案件等の過去のグッドプラクティスやトラブル事例を参考に調査・分析する。調査対象は、他ドナーの類似案件も含める。モニタリング報告書等の公開されている情報、インド政府側から入手可能な情報に基づき、調査・分析する。JICA 案件については、必要に応じ、情報を入手する。

#### (11) プロジェクト実施に当たっての留意事項

本事業を円借款事業として実施する場合、その円滑な実施に直接的な影響

を与えると考えられる留意事項を、類似業務の事後評価表を参考にしつつ整理する。

#### (12) プロジェクトの評価

定量的効果については、経済分析（内部収益率（EIRR・FIRR）の算出）を行う。算出方法については、水力発電設備の改修による便益をもとにすること。また定量的指標（運用・効果指標）について、基準年（2017年）と共に本事業完成後2年を目途とした目標年の目標値を設定する。

なお、本事業の定量的指標（運用・効果指標）は、最大出力（MW）、稼働率（%）、送電端電力量（MWh/年）、設備利用率（%）等を想定しているが、コンサルタントは本事業の特性を踏まえて、指標案を提案すること。

定性的効果については、電力供給増加を通じた、産業発展、住民生活の向上等を想定しているが、これについてもコンサルタントは本事業の特性を踏まえ、指標案を提案すること。

定量的効果、定性的効果ともに基準値及び目標値の設定とともに、基準値・目標値の算出方法の明記をすること。加えて、算出に必要なデータ入手手段やモニタリング手法、モニタリング計画等についても提案を行うこと。また、JICA がウェブサイト上で提供する気候変動対策支援ツール／緩和策（JICA Climate-FIT (Mitigation)）等を用いて、本事業実施による温暖化ガス排出削減効果を推計する。

#### (13) 業務完了報告書（ドラフト）の作成、協議

上記調査結果を業務完了報告書（ドラフト）として取り纏め、インド政府関係者等に説明し、内容を協議・確認する。

#### (14) 業務完了報告書の作成

インド政府関係者等への業務完了報告書（ドラフト）の説明・協議を踏まえ、業務完了報告書（成果品）を作成する。

### 7. 成果品等

#### (1) 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は、⑤業務完了報告書とする。以下に示す部数は、JICA へ提出する部数であり、先方実施機関との協議、国内の会議等に必要な部数は別途用意すること。

##### ① インセプション・レポート

記載事項：業務の基本方針、調査方法、作業工程、要員計画等

提出時期：契約開始日から起算し10営業日以内

部数：和文（電子データ形式）、英文5部（簡易製本）

##### ② インテリム・レポート

記載事項：プロジェクトの背景・経緯、改修対象設備の現況と課題、円  
借款事業の審査に必要な調査結果一式等

提出時期：2017年12月中旬

部 数：和文（電子データ形式）、英文5部（簡易製本）

③ 業務完了報告書（ドラフト）

記載事項：調査結果の全体成果（要約を含む）

提出時期：2018年1月中旬

部 数：和文（CD-R形式）5部、英文5部（簡易製本）

④ 業務完了報告書

記載事項：調査結果の全体成果（要約を含む）

提出時期：業務完了報告書案に対するインド側コメントから1か月以内  
和文（CD-R形式）5部、英文5部（製本）

※調達方法、入札関連情報等が含まれる場合、一定期間報告書公開が制限されることになる。そのため、報告書は公開情報のみが含まれる公開版と、必要な入札関連情報が含まれた非公開版の2種類を各々上記指定部数分ずつ作成し提出すること。

⑤ デジタル画像集（CD-R形式）

提出時期：業務完了報告書と同時提出

5部

なお、上記⑤業務完了報告書の作成仕様は「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」（2014年11月）のとおりとし、併せて電子データも提出すること。

(2) 収集資料

現地調査時に収集した資料及びデータは対象セクター別に整理してリストを付した上でJICAに提出する。なお、インターネット上にてデータの確認が可能なものについては、情報源として使用したURLを記載する。実施機関や企業から徴収した見積りや契約実績についても資料として提出すること。

(3) 議事録・写真

現地業務時に撮影した写真(30枚程度、調査した現場の写真を含めること)を業務完了報告書に添付する。

(4) 業務報告書

JICA規定による業務日誌を添付した月例の業務報告書を翌月15日までにJICAに提出する。

(5) 報告書作成にあたる留意点

- ① 各報告書はその内容を的確かつ簡潔に記述する。また、英文についてネイティブ・スピーカー等によるチェックを十分に行い、読みやすいものとする。
- ② 報告書が特に分冊方式になる場合には、本編と例えばデータの根拠との照合が簡易に行えるように工夫を施す。
- ③ 先方政府との説明・協議にかかる議事録は、報告書に添付して提出する。その他、JICAが必要と認め提出を求めたものについて提出する。
- ④ 本業務の最終報告書は原則として公開予定であるが、非公開とすべき情報を含む場合は、JICAとの協議のもと、対象となる情報が非公開となる理由について明確にしたうえで当該部分について非公開情報として取り扱うこととする。

## 1. 業務工程計画（案）

2017年9月下旬より第一回現地調査を行い、2018年2月下旬までに業務完了報告書を作成・提出することを想定している。なお、作業工程に係る合理的な提案がある場合、その理由とともにプロポーザルにて提案すること。

調査実施スケジュール（全体）

| 項目                      | 2017年-2018年    |                 |                 |                |               |
|-------------------------|----------------|-----------------|-----------------|----------------|---------------|
|                         | 9月下旬<br>-10月下旬 | 10月下旬-<br>11月下旬 | 11月下旬-<br>12月下旬 | 12月下旬-<br>1月下旬 | 1月下旬<br>-2月下旬 |
| 第一次国内作業<br>インセプション・レポート | ■▲             |                 |                 |                |               |
| 第一次現地業務                 | ■              |                 |                 |                |               |
| 第二次国内作業                 |                | ■               |                 |                |               |
| 第二次現地業務                 |                | ■               |                 |                |               |
| 第三次国内作業<br>インテリム・レポート   |                |                 | ■▲              |                |               |
| 第三次現地業務                 |                |                 | ■               |                |               |
| 業務完了報告書（ドラフト）           |                |                 |                 | ■▲             |               |
| 第四次国内作業<br>業務完了報告書      |                |                 |                 |                | ■▲            |

## 2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

(1) 調査人月：26.69M/M

(2) 業務従事者の構成（案）

担当分野

- ① 総括／水力発電開発計画（2号）
- ② 水力発電設備（水車）
- ③ 水力発電設備（発電機）（4号）
- ④ 系統計画／系統解析（4号）
- ⑤ 変電設備
- ⑥ 送電線設備
- ⑦ 保護制御装置
- ⑧ 水門鉄管
- ⑨ 土木工事
- ⑩ 経済財務分析
- ⑪ 業務調整／水力発電開発計画補助



注) 業務従事者の構成は上記を想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な構成がある場合、プロポーザルに含めて提案すること。

### 3. 閲覧資料

- (1) Detailed Project Report (JICA 南アジア部南アジア第一課(03-5226-8613) において閲覧可能。)
- (1) JETRO 平成 18 年度 地球環境・プラント活性化事業等調査「インド・ウミウムステージⅢ水力発電所改修計画調査」  
[https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/jetro/activities/contribution/oda/model\\_study/earth/pdf\\_h18/06.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/jetro/activities/contribution/oda/model_study/earth/pdf_h18/06.pdf)
- (2) ウミウム水力発電所改修事業事後評価報告書  
<https://www.jica.go.jp/oda/project/ID-P118/index.html>
- (3) ウミウム第 2 水力発電所改修事業事後評価報告書  
<https://www.jica.go.jp/oda/project/ID-P156/index.html>

### 4. 現地再委託

今回調査では、限られた調査期間の中で質の高い成果を挙げることが求められる。この観点から、コンサルタントが必要とする場合には、下記項目については、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO 等に再委託して実施することを妨げない（ただし全体調査期間の延長は行わない）。現地再委託に当っては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン（2017 年 4 月版）」に則り、選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督・指示を行うこと。

現地再委託の経費については、その数量を契約時点で設定することが困難であるため、現地調査を踏まえて数量を確定することとする。そのため、当該経費の見積りについては参考見積りとするため、分けて見積もること。

- (1) 気象調査及び水利・水文調査
- (2) 測量調査
- (3) 地質調査

コンサルタントの判断により上記項目について現地再委託を行う場合、プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、より具体的な提案を可能な範囲で行うこと。

### 5. 機材の調達

本件調査においては特に機材調達は想定していないが、業務遂行上必要な機材があればプロポーザルにて提案すること。機材調達に当っては、「委託契約等における機材調達・管理ガイドライン」（2012 年 4 月）に従い、受注者はニーズの把握・機材選定、機材仕様書作成、機材調達、輸出手続き、現地陸揚げ港までの輸送を一貫して行うこととする。なお、購入された資機材は、機構よ

り受注者への貸与とする。受注者は、機構の業務の一環として関連する会計規定を遵守した方法手段をとり、調査用資機材を調達する。機材調達の経費については、その数量を契約時点で設定することが困難であるため、現地調査を踏まえて数量を確定することとする。そのため、当該経費の見積りについては参考見積りとするため、分けて見積もること。

## 6. インド国便宜供与内容

実施機関からの調査団への便宜供与は以下を想定している。

- (1) 安全管理に関する情報提供
- (2) 医療サービス利用の支援
- (3) 関連する調査に関する情報・データの提供
- (4) カウンターパートとなる担当者の設置
- (5) 現地調査における立ち入り許可
- (6) 移動手段確保の支援

## 7. その他

### (1) 安全管理

現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録することとし、現地作業期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、JICA インド事務所、在インド日本大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼および調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡がとれる体制とし、特にサイト視察等に伴う移動や地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。なお、中国との国境及びジャンム・カシミール州との州境周辺の治安が懸念される地域においては案件監理が困難なため、事業対象地から外しており、現地調査の実施は行わないこと。

また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。なお、以下の対応を行い、必要な経費を計上すること。

- ① 契約時点における渡航計画を所定の書式にて事前に JICA に提出するとともに、渡航計画の変更があった場合は直ちに JICA に報告を行うこと。特に現地滞在中における渡航計画の変更の際には JICA インド事務所にも報告すること。
- ② 有事の安全対策として、コミュニケーションツールを複数確保し、無線 LAN 接続可能な携帯電話（スマートフォン）に加え、無線インターネット用のデータ通信端末（モバイルルーター、現地にて入手可能）等を用意すること。なお、通信費に計上する備品以外に安全対策として追加で必要な備品がある場合は、安全対策費用として別見積りとする。
- ③ 現地再委託を行う場合、再委託業者が第三国から調達となった場合においても、緊急事態への対応が適切に取られるよう、必要な策を講じた契約を行うこと。
- ④ 現地での調査実施に当たっては JICA インド事務所、在インド日本大使

館（必要に応じて各地域領事館）と逐次情報交換、確認を行うとともに、連絡を密にとること。また、インド国内での安全対策については JICA インド事務所安全班の指示に従うこと。危険度の高い地域への渡航を行う場合には、派遣前に、JICA 本部安全管理部による安全管理ブリーフを受けること。

- ⑤ 現地作業中における安全管理体制を日本国内からの支援体制も含めプロポーザルに記載すること。

また、原則として渡航二週間前までに JICA インド事務所へ渡航計画を提出し、同事務所の承認を得ること。

## （２）インド地図の扱い

報告書・成果品等において、インドの国全体を示す地図は用いず、関係する地域に限定した地図を作成して使用する。その際、対応が困難もしくは不適当な場合には、JICA 南アジア部と協議のうえ、以下のいずれかの対応とする。なお、限定的な参加者へのプレゼンテーションの場合も同様の対応とする。MS Power Point 等によるプレゼンテーション資料においても注意書を省略しない。

- ① 国連地図<sup>1</sup>を複製使用する。複製使用に際し、加工を加えずに掲載する場合には、国連に使用許諾を得た上で、国連地図であることを明示して使用する。また加工を加える場合には、国連の名称及び地図番号を削除した上で、以下の注意書を加える。（国連の地図使用については国連地理空間情報局の使用許諾に係るガイドライン<sup>2</sup>を参照）。
- ア) データの参照元が国連である
  - イ) 当該加工は JICA によるものである、
  - ウ) 領土、国境等に関する JICA としての公的な見解を示すものではない<sup>3</sup>
- ② 各国が主張する国境と実効支配線を全て表示するとともに、主張に相違がある地域（カシミール及びアルナーチャル・プラデシュ地域）については、配色等でどの国の領土であることを示さない（(1)で示した国連地図と同様の対応）。やむを得ず配色しなければならない場合は、キャプション表示等により議論のある地域を覆う工夫を加える。また、領土、国境等に関する JICA としての公的な見解を示すものではないとの注意書を加える。
- ③ 各国が主張する国境及び実効支配線を点線表示するとともに、主張に相違がある地域（カシミール及びアルナーチャル・プラデシュ地域）については、配色等でどの国の領土とみなしているかを表さない。また、(2)同様に、領土、国境等に関する JICA としての公的な見解を示すもので

<sup>1</sup><http://www.un.org/Depts/Cartographic/english/htmain.htm>

<sup>2</sup><http://www.un.org/Depts/Cartographic/english/about.htm>

<sup>3</sup>記載例 “This map, based on a UN map, modified by JICA. The depiction and use of boundaries, geographic names and related data shown on map do not necessarily imply official endorsement or acceptance by JICA

はないとの注意書を加える。

(3) 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口又は JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

以 上